

盛岡広域振興局長告示第52号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成22年10月1日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0370103475	フォレストグループ福祉用具サービス岩手盛岡センター	盛岡市津志田中央二丁目14番16号	北日本メディカルパートナーズ株式会社	平成22年8月31日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0370103475	フォレストグループ福祉用具サービス岩手盛岡センター	盛岡市津志田中央二丁目14番16号	北日本メディカルパートナーズ株式会社	平成22年8月31日